

令和7年度第1回事業者連絡調整会議 質問及び回答

※資料内容について質問がありましたので、質問内容及び回答を掲載します。

資料内容に関する問合せは、下記連絡先までお願いいたします。

電子メール：koufuku@city.anjo.lg.jp

電話番号：0566-71-2290

質問対象説明事項	説明事項 1
該当資料箇所	3 ページ （4）留意事項
質問内容	3ページ目の（4）留意事項 にある、「あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する事が出来ないと認められる場合は、当日通知でもって運営指導を行う場合があります。」とありますが、これは悪質性、反復継続性等がある事業所に対する処置という認識でよろしいでしょうか。 当日通知ですと、担当者会議等の予定が入っており対応できない可能性があります。
回答	人員基準違反、運営基準違反、不正請求等に該当する場合または疑いがある場合には、当日通知でもって運営指導を行う可能性があります。 なお、緊急時等、必要に応じ速やかな状況確認が必要な場合も同様です。